仙台市幼児教育の指針策定検討委員会の運営について(案)

1 会議の公開について

(1)公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、議長が委員に諮り、非公開とすることができる。

- ア) 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- イ)政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正 な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合
- ウ) その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、 会場の制約等を勘案し、その都度委員長が定めるものとする。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。

2 議事録の作成について

- (1) 議事録は、事務局である子供未来局幼稚園・保育部運営支援課で作成する。
- (2) 議事録には次の事項を記載する。
 - ア) 開催年月日, 開会及び閉会時間
 - イ) 出席委員の氏名
 - ウ) 説明のために出席した市職員の職氏名
 - エ) 議事の経過
 - オ) その他必要な事項
- (3) 議事録には議長及び議長が指名した委員1名が署名する。

会議の傍聴に際し守っていただきたい事項

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をするなど会議の進行 を妨げるような行為をしないこと
- 2 鉢巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙をしないこと
- 4 写真撮影,録画,録音等を行わないこと。ただし,会議の同意を 得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他,会場の秩序を乱し,または会議を妨害するような行為を しないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。